

広報みずまき広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、水巻町有料広告事業実施要綱(以下「要綱」という。)第4条の規定に基づき、水巻町が発行する広報紙「広報みずまき」(以下「広報みずまき」という。)への広告掲載について、必要な事項を定める。

(広告の範囲)

第2条 広報みずまきに掲載する広告の範囲は、要綱第3条に定めるところによる。

(広告の位置)

第3条 広告を掲載する位置は、広報みずまき10日号及び25日号の生活情報コーナーの下1段とする。ただし、編集の都合により掲載ページを変更することができるものとする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、全一段(左右182mm×55mm)及び半一段(左右91mm×55mm)とし、使用色は墨一色とする。

(広告の申込み)

第5条 広報みずまきに広告の掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)は、初回に掲載する号の発行日の40日前までに、広告の版下を添えて、広報みずまき広告掲載申込書(様式第1号)を提出するものとする。

(契約)

第6条 要綱第8条の決定を受けた掲載希望者(以下「広告主」という。)は、町と契約を締結するものとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、一回につき、全一段で20,000円、半一段で10,000円とする。

(広告掲載料の納付)

第8条 前条の広告掲載料は、町が指定する期日までに町が発行する納入通知書により一括して納付するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。